

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 15 日

地区歯科医師会 御中

公益社団法人 東京都歯科医師会

雇用調整助成金の申請手続きについて

平素より本会会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、日本歯科医師会から下記メールによる連絡がありましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。

なお、本会は東京都並びに日本歯科医師会等からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報について、随時、地区歯科医師会に対し情報提供を行う予定でございます。

〔日歯メール〕

「雇用調整助成金の申請手続きについて（事務連絡）」

令和 2 年 5 月 15 日付・メール送信 日本歯科医師会 会計・厚生会員課

都道府県歯科医師会 御中

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記通知を別添のとおりお送りいたします。

つきましては、適宜、貴会会員への周知方をお願い申し上げます。

公益社団法人日本歯科医師会 会計・厚生会員課（厚生会員部門）

〔担当〕

公益社団法人東京都歯科医師会

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策本部

事業第一課 医療管理・調査担当 羽二生・正岡

TEL 03-3262-1149（直通）

FAX 03-3262-4199

本通知は FAX（送信数 1 枚）及びメール（別添資料含む）で発出しています。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 5 日
(厚生会員部門扱い)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日 本 歯 科 医 師 会

雇用調整助成金の申請手続きについて

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また新型コロナウイルス感染症対策に、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記申請について、現時点の手続きに関する解説を「本会ホームページ・メンバーズルーム (<https://www.jda.or.jp/member/d003005>) HOME▶医療管理・税務▶新型コロナウイルス感染症▶新型コロナウイルス感染症対策特例措置の雇用調整助成金・教育訓練加算・緊急雇用安定助成金の申請手続き等について」に昨日掲載いたしました。

また、昨日、安倍総理から雇用調整助成金の上限額を 8,330 円から 15,000 円に引き上げるとの発表がありました。

本日の厚生労働省のホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html によりますと、別添のリーフレットのとおり、雇用調整助成金の助成額の算定方法を大幅に簡略化し、雇用調整助成金の手続きをさらに簡素化すると発表がなされ、詳細は、令和 2 年 5 月 1 9 日に公表予定とされておりますので、その際は改めてお知らせいたします。

なお、前述の簡素化により休業計画届の提出は不要となり、支給申請書様式の作成のみとなりましたが、添付書類の簡素化について明言はなされておられません。

そのため、確認書類として、①労働・休日の実績に関する書類（タイムカードやきかい労働条件通知書）、②休業手当・賃金の実績に関する書類（賃金台帳の写しなど）の準備いただくよう、適宜、貴会会員への周知方をお願い申し上げます。

<別添>

- ・助成額の算定方法を大幅に簡略化し、雇用調整助成金の手続を更に簡素化します

助成額の算定方法を大幅に簡略化し、 雇用調整助成金の手続を更に簡素化します

1. 実際の休業手当額による助成額の算定

雇用調整助成金の助成額は、これまで「平均賃金額」を用いて算定していましたが、小規模事業主（従業員が概ね20人以下）は「実際に支払った休業手当額」により算定できるようになります。

$$\text{「助成額」} = \text{「実際に支払った休業手当額」} \times \text{「助成率」}$$

支給申請も簡素化されます

- ① 申請様式を簡単に記入できます。
- ② 記入の仕方がわかるマニュアルを作成します。

※ 5月19日（火）に公表しますので、しばらくお待ちください。

2. 休業等計画届の提出が不要に

申請手続の更なる簡略化のため、休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続とします。

※ 休業等計画届と一緒に提出していた書類は、支給申請時に提出していただきます。

3. 平均賃金額の算定方法の簡素化

① 「平均賃金額」を「源泉所得税」の納付書で算定できます

平均賃金額の算定は、これまで「労働保険確定保険料申告書」を用いて算定していましたが、**「源泉所得税」の納付書により算定**できるようになります。

$$\text{一人当たり「平均賃金額」} = \text{納付書の「支給額」} \div \text{「人員の数」}$$

② 「所定労働日数」の算定方法を簡素化します

年間所定労働日数は、これまで過去1年分の実績を用いて算出していましたが、**休業実施前の任意の1か月分をもとに算定**できるようになります。

$$\text{「年間所定労働日数」} = \text{「任意の1か月の所定労働日数」} \times 12$$

所定労働日数の計算例

- 週休2日制で祝日が労働日の正社員が大多数を占める場合は、週40時間制として、「月22日」または「年261日」とすることができます。
- 正社員（週休2日制で祝日が労働日）、パート社員など非正規労働者をそれぞれ雇用している場合は、「正社員」は「月22日」、「非正規労働者」は「最も人数の多い所定労働日数」で全員働いているとみなし*加重平均することができます。

※ 例えば、月単位（月16日など）や週単位（週4日など）で所定労働日数が決まっている場合には、こうした月・週単位での所定労働日数をもとに算定します。

計算例

（正社員）：20人
（非正規労働者）：月15日勤務4人、月16日勤務10人、月17日勤務6人の場合
（正社員）22日×20人+（非正規）月16日×20人÷40人（合計人数）
=月の所定労働日数 19日

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局やハローワークまでお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページに、雇用調整助成金の概要や活用の流れなどを記載したガイドブック（簡易版）などがございますので、こちらもぜひご活用下さい。

厚生労働省 雇用調整助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html